

# 鳥 栖 地 域

(鳥栖市、吉野ヶ里町、基山町、  
上峰町、みやき町)で  
創業等をお考えの事業主の皆様へ

鳥栖地域の同意雇用開発促進地域( 1 )の  
指定期間は**平成26年3月31日まで**となっており、  
4月1日以降は同地域での新たな地域雇用開発奨  
励金計画書の受付はできないこととなります。

鳥栖地域(鳥栖市、吉野ヶ里町、基山町、上  
峰町、みやき町)において、地域雇用開発奨励  
金を活用して、創業等を行うことをお考えの事  
業主の皆様におかれましては、**平成26年3月31  
日までに**、地域雇用開発奨励金計画書を佐賀労  
働局まで提出していただきますようお願いしま  
す。

1 求職者数に比べて雇用機会が著しく不足している地域

不明なことがございましたら、お問い合わせください。



佐賀労働局 職業安定部 職業対策課

TEL : 0 9 5 2 - 3 2 - 7 1 7 3